

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【公開番号】特開2005-348922(P2005-348922A)

【公開日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【年通号数】公開・登録公報2005-050

【出願番号】特願2004-172272(P2004-172272)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 7

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月10日(2008.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が入球可能な入球手段と、前記入球手段に遊技球が入球したことに基づいて遊技球の入球が可能となる入賞装置とを、遊技球が打ち込まれる遊技領域の所定箇所にそれぞれ配設した遊技盤を有する遊技機において、

前記入賞装置は、

入球してきた遊技球が転動する転動面と、

前記転動面を転動した遊技球が入球可能で、遊技球の入球により遊技者にとって有利な遊技状態の発生の契機となる特定入球手段と、

を備え、

前記転動面は、その上流側から下流側に遊技球が流下するように傾斜している傾斜面となっており、その上流側から下流側までを複数個に分割した複数個の分割傾斜面を備え、

前記複数個の分割傾斜面のうちで一つの分割傾斜面の下流側の端部よりも、当該分割傾斜面の下流側に隣接する他方の分割傾斜面の上流側の端部を高くした、遊技球を停留させる段差を形成するように、前記分割傾斜面の傾斜姿勢を変更する姿勢変更手段

を備えていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

遊技球が入球可能な入球手段と、前記入球手段に遊技球が入球したことに基づいて遊技球の入球が可能となる入賞装置とを、遊技球が打ち込まれる遊技領域の所定箇所にそれぞれ配設した遊技盤を有する遊技機において、

前記入賞装置は、

入球してきた遊技球が転動する転動面と、

前記転動面を転動した遊技球が入球可能で、遊技球の入球により遊技者にとって有利な遊技状態の発生の契機となる特定入球手段と、

を備え、

前記転動面は、その上流側から下流側に遊技球が流下するように傾斜している傾斜面となっており、その上流側から下流側までを2分割した2個の分割傾斜面を備え、

上流側の前記分割傾斜面の下流側の端部よりも、当該分割傾斜面の下流側に隣接する他方の前記分割傾斜面の上流側の端部を高くした、遊技球を停留させる段差を形成するように、前記分割傾斜面の傾斜姿勢を変更する姿勢変更手段

を備えていることを特徴とする遊技機。

【請求項 3】

請求項 1 または 2 に記載の遊技機において、

前記姿勢変更手段は、隣接する前記分割傾斜面のうちで上流側の前記分割傾斜面の下流側の端部を下降させるとともに、当該隣接する前記分割傾斜面のうちで下流側の前記分割傾斜面の上流側の端部を上昇させるように、それらの分割傾斜面の傾斜姿勢を変更し、

前記各分割傾斜面はその傾斜姿勢が維持されることを特徴とする遊技機。

【請求項 4】

請求項 1 から 3 のいずれか一つに記載の遊技機において、

隣接する前記分割傾斜面は、その境界部分の形状を凹凸形状とし、かつ、それらを咬合させていることを特徴とする遊技機。

【請求項 5】

請求項 3 に記載の遊技機において、

前記特定入球手段は、前記転動面の下流側端部の所定箇所に配設されており、

前記転動面の最下流側の分割傾斜面上における、前記特定入球手段と同一軸線上の所定箇所に、遊技球を前記特定入球手段の方に案内するための案内溝を設け、

前記案内溝の上流側には、前記転動面の最下流側の前記分割傾斜面での上流側端部の一つの前記凹部が位置している

ことを特徴とする遊技機。

【請求項 6】

請求項 1 から 5 のいずれか一つに記載の遊技機において、

前記姿勢変更手段は、隣接する前記分割傾斜面間の前記段差の解除から再び段差が発生するまでの時間を、当該段差により停留されている最下流側の列の遊技球よりも後方に位置する次の列の遊技球が、最下流側の列の遊技球が放出されたことによって最下流側の位置に移動するまでの時間よりも短くしている

ことを特徴とする遊技機。

【請求項 7】

請求項 1 から 6 のいずれか一つに記載の遊技機において、

隣接する前記分割傾斜面間の前記段差で停留された遊技球の増加によって、当該段差が大きくなるように前記分割傾斜面の傾斜姿勢に遊びを持たせている

ことを特徴とする遊技機。